

令和4年度の雇用保険料率が4月と10月の2段階で変更されます。

従業員の雇用保険料の変更は、10月1日からになります。

平素は、事業運営につきまして格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が国会で成立し、雇用保険料率が下記のとおり変更になりますのでご案内申し上げます。

☆ 雇用保険料率が引き上げられます。（令和4年4月1日からと10月1からの2段階）

	雇 用 保 険 料 率	
	令和4年4月1日～令和4年9月30日	令和4年10月1日～令和5年3月31日
新	事業主 6.5 / 1000 従業員 3 / 1000 全体 9.5 / 1000	事業主 8.5 / 1000 従業員 5 / 1000 全体 13.5 / 1000
旧	事業主 6 / 1000 従業員 3 / 1000 全体 9 / 1000	

◎ 従業員から控除する雇用保険料は10月分から変更になりますので、10月分以降の賃金計算の際はご注意ください。

◎ 労災保険の保険料率に変更はありません。